日本鑛夫總同盟會規約

綱領

一、我々は其の從事する業務の性質に顧み品性の向上に努め、常識の涵養を圖る事を期す。

一、我々は相互扶助の精神を擴充し、生活の安定を圖る事を期す。

第壹章　總則

第一條　本會を日本鑛夫總同盟會と稱し鑛山從業員を以て組織す。

第二條　本會は、本部を東京に置く。

第三條　會員には、會員章を交附す、但し實費納入の事。

第四條　本會は、毎年一回大會を開く。

第五條　本會は機關雜誌を發行す。

第六條　本會に納附したる會費は脫會其他如何なる理由あるも返還せざるものとす

第貳章　機關及顧問

第七條　本會は左の役員を置く。

理事長（一名）副理事長（一名）理事（若干名）會計庶務（各一名）

第八條　理事長、副理事長は、理事の互選に依る。

理事は、各地支部の理事長、副理事長を以て之に充つ。但し支部組合の正副理事長以外の者を以て理事となさんとする場合は、理事會の承認を經るものとす。

第九條　理事長は、本會を代表し會務を總攬す。副理事長は理事長を補佐し、理事長故障ある時之に代る。

第十條　會計、庶務は理事長の指命に依る

第十一條　各役員の任期は滿一年とす。但し特別の事情ある時は、期限内と雖も改選する事を得。

第十二條　本會に顧問を置く事を得。

第參章　會計

第十三條　本會の收支計算は、三ヶ月毎に機關雜誌によりて報告す。

第十四條　本會の基本金は郵便貯金とし毎月剩餘金ある時は基本金に繰り入れるものとす。

第十五條　本會の支出は理事會の決議を經べきものとす。但し臨時緊急の場合は理事長の承認を經て、會計之を支出す。前項但し書きの場合に於ける支出は、事後理事會の承認を經る事を要す。

第十六條　會員は何時たりと雖も會計帳簿の檢査をなす事を得。

第四章　支部

第十七條　本會の地方會員は、本部費として金貳拾錢を納附するものとす。但し機關雜誌の無代配布を受く。

第十八條　支部規約は本會綱領に則り任意制定する事を得。

第五章　入會、脫會及除名

第十九條　會費滯納三ヶ月以上に及ぶもの及所在不明二ヶ月以上に亘り通告なきものは脫會者と看做し除名す。

第二十條　會員にして會規を濫り會の體面を汚したるものは理事會の決議により除名す。

第二十一條　本會に入會せんとする者は何時にても申込む事を得。

以上

事務所　東京市外巣鴨町三丁目二十六番地
日本鑛夫總同盟會本部